

京 都 大 学 法 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 専門科目、その単位数、配当及び授業時間数は、別に教授会で定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第4条 (同 左)</p> <p><u>第4条の2 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>